

No.	質問	回答	掲載日
1	地方公共団体情報システムにおける文字の標準化で何が変わるのですか。	すべての地方公共団体が同じ文字を使い行政事務を効率化するため、住民票の写しや地方公共団体が皆さまへ発送する郵送物の宛名等に用いる文字が今までと違ったデザインになる場合があります。	2025/5/30
2	どのように文字が変わるのですか。	漢字の部首の大きさ、曲げはねの違い、一部の長さの違い等、デザインの差（「字形」の違い）の範囲内で変わる場合があります。漢字の骨組み（「字体」の違い）は変わりません。	2025/5/30
3	いつから文字が変わるのですか。	令和7年度から順次導入されます。導入開始時期や、対象となる証明書や郵送物の種類は、地方公共団体により異なります。	2025/5/30
4	戸籍の文字も変更になるのですか。	標準化に際し戸籍では従来の文字を保持し続けます。 （※）戸籍情報システム及び戸籍附票システムは、従来の文字セットを、行政事務標準文字と対応させて保持することで従来の文字セット、文字コード及び文字フォントを使用することを経過措置として可能とします。	2025/5/30
5	行政事務標準文字とは何ですか。	「行政事務標準文字」は、すべての地方公共団体が同じ文字を使うことによって効率的な行政サービスの実施や大規模災害への迅速な対応ができるよう、導入するものです。戸籍や住民票で使用されている標準的な文字をもとにデジタル庁が作成しました。 今まで地方公共団体ごとにシステムで管理する文字が異なるため、効率的な行政サービスの実施や大規模な災害発生時の迅速な対応等の妨げになってきました。国は、この状況を解消し、来るべきデジタル社会に適応した事務処理を実施できるよう、統一規格である「行政事務標準文字」を導入しすべての地方公共団体が同じ文字を使えるようにしたものです。	2025/5/30
6	今までの漢字は使えないのですか。	行政事務標準文字は、地方公共団体が発行する証明書や印刷物、コンピューター処理等で使われるものであって、住民の方が同じ文字を使用しなければならないというものではありません。書類等に使う文字は、手書きの文字であればこれまで通りに使えます。	2025/5/30

No.	質問	回答	掲載日
7	なぜ行政事務標準文字が導入されたのですか。	現在、地方公共団体の業務システムで使われている文字の字形が様々であるため、同じ人の氏名でも、システムが異なると連携ができず、文字化けや、黒塗りになってしまふことがあるのです。 現在、国では法律（※1）に基づき、これまで各地方公共団体が個別に構築・運用・管理してきた業務システム（※2）の統一・標準化を進めています。その際、文字についても、これまで各地方公共団体がコンピューターにあらかじめ登録されていない文字として独自に作成してきた文字（外字）ではなく、デジタル庁で作成した統一文字規格である「行政事務標準文字」を導入することが原則とされています。これにより、各地方公共団体が個別に外字を作成したり確認したりする手間やコストを省き、異なる部署間・地方公共団体間においても同じ文字規格で効率的な行政サービスが実施できるようになります。 ※1 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号） ※2 対象システム 以下の20業務のシステム ①児童手当、②子ども・子育て支援、③住民基本台帳、④戸籍の附票、⑤印鑑登録、⑥選挙人名簿管理、⑦固定資産税、⑧個人住民税、⑨法人住民税、⑩軽自動車税、⑪戸籍、⑫就学、⑬健康管理、⑭児童扶養手当、⑮生活保護、⑯障害者福祉、⑰介護保険、⑱国民健康保険、⑲後期高齢者医療、⑳国民年金	2025/5/30
8	標準化される地方公共団体の20業務で使われるシステムで、今後使われる予定の行政事務標準文字は、どのように決められたのでしょうか。	全国の地方公共団体（市区町村）の戸籍情報システムで使われていた約70万の文字（※1）のうち、形状のデザインの差（「字形」の違い）があるものの、同じ漢字として認識される文字を、同じ文字であると整理して約7万字にしました。 ※1 全国の市区町村の戸籍情報システムで管理されている文字が、重複を除くと約70万文字あり、これが母数となっています。	2025/5/30
9	地方公共団体情報システムの統一・標準化とは何ですか。	国が定めた標準仕様に適合したシステムを使うことです。 現在、皆さまに行政サービスを提供するためのシステムは、各地方公共団体が独自に構築・運用・管理しているため、機能や規模にばらつきがあり、法令改正への対応等に伴うシステム改修に多大なコストと労力を要していました。この課題解決のため、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が施行され、国が定めた標準仕様に適合したシステムを利用することになりました。標準仕様に適合したシステムへの移行に伴い、氏名等に使われる文字も「行政事務標準文字」が使用されます。	2025/5/30

No.	質問	回答	掲載日
10	同じ文字とみなされるものとして、どのような例がありますか。	詳しくはデジタル庁の「 文字包摂ガイドライン 」を参考にしてください。	2025/5/30
11	文字の形が変わるにあたり手続き等は必要ですか。	皆さまに手続きをしていただく作業は発生しません。 また、「行政事務標準文字」に変更される前の書類でも、これまでと同様に手続き等にご利用いただけます。	2025/5/30
12	外字とは何ですか。	外字とは、コンピューターに最初から登録されている文字で表現できない人名等を表現するために独自に作成した文字のことです。例えば、普通のパソコンのキーボードでは打てない珍しい漢字や、地域特有の固有名詞の漢字等が外字にあたります。コンピューターによって、使える外字が違うため、文字化けや、表記される際は黒塗りになることがあります。	2025/5/30
13	自治体がシステムで使用する文字の標準化によって、戸籍の文字と自治体がシステムで使用している文字が異なった場合でも、自治体に提出する申請書等は、今までどおりの文字を記載していいのでしょうか。	問題ありません。	2025/5/30
14	文字の形が変わる可能性がある行政文書の例としてどのようなものがありますか。	住民票の写し、納付書、資格確認書（旧保険証）、児童手当の受給者証、障害者手帳、介護保険被保険者証、その他各種受給者証等があります。	2025/5/30
15	文字の形が変わる場合、過去に発行された行政文書の有効性はなくなるのでしょうか。	過去に発行された行政文書の有効性がなくなるものではありません。	2025/10/15
16	本人確認書類として窓口で住民票の写しを提出する場合がありますが、影響はないでしょうか。	影響がないように、デジタル庁から各府省庁を通じて文字の形が変わる場合があることと、追加で本人確認書類の提出を求めることがないようにすることを周知をしています。 また、デジタル庁としては、本人確認書類としてマイナンバーカードを利用いただきたいため、あわせて周知しています。	2025/10/15